



一級建築士の懲戒処分について

一級建築士に対し、建築士法第10条の規定により、中央建築士審査会※（9月1日開催）の同意を得て、別紙のとおり業務停止処分（9月1日付け）を行いましたので公表します。

※ 中央建築士審査会は、一級建築士試験や一級建築士の懲戒処分等に関する審議を行うため、建築士法第28条に基づき設置されております。

一級建築士の懲戒処分について

1 吉田 實 (登録番号 第 187121 号)

① 処分の内容

令和 5 年 3 月 1 日から業務停止 6 月

② 処分の原因となった事実

神奈川県内の各建築物（2 物件。以下「本件各建築物」という。）について、有限会社アトリエ・田一級建築士事務所（神奈川県知事登録第 12799 号）の業務に関し、代理者として、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条第 1 項の規定に違反する虚偽の完了検査申請（本件各建築物の敷地には、建築基準法第 19 条第 3 項の規定による下水管等の施設及び同法第 31 条第 2 項の規定による尿尿浄化槽の設置をしなければならないところ、下水管等の施設及び尿尿浄化槽の設置がされていない工事未完了の状態での完了検査申請）を行った。

2 辻 正己 (登録番号 第 220254 号)

① 処分の内容

令和 5 年 3 月 1 日から業務停止 2 月

② 処分の原因となった事実

千葉県内の建築物について、有限会社辻設計工房一級建築士事務所（東京都知事登録第 45569 号）の業務に関し、工事監理者として、工事監理（工事が設計図書のとおり実施されているかいないかを確認すること）を十分行わなかったことにより、設計図書の詳細図では、長屋の各戸の界壁が小屋裏まで達する設計がされているにもかかわらず、界壁が小屋裏に設計図書のとおり設置されておらず、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 30 条及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 114 条の規定に違反する工事が行われる事態を生じさせた。

以上